

(目的)

第1条 この要綱は、出産祝い金（以下「祝い金」という。）を交付することにより、本市において誕生した子（以下「出生児」という。）を祝福するとともに、次代を担う子の健やかな育成と保護者の経済負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「出生児」とは出生後60日までの者で、市内に住所を有する者をいう。

2 この要綱において「子」とは次の各号に定める者とする。

- (1) 市内に住所を有し、出生児と同居する満18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にあ
る者。ただし、市内に住所を有しない場合でも、就学等によるときは「子」として算定する。
- (2) 市内に住所を有し、出生児と同居の場合でも、就労している場合は「子」として算定に入れな
い。

3 この要綱において「保護者」とは市内に住所を有し、出生児と同居及び養育している者をいう。

(対象者)

第3条 祝い金の交付対象者は、保護者で、出産後3年以上庄原市に在住しようとする者とする。

(祝い金の額)

第4条 祝い金の交付額は次のとおりとする。

- (1) 第1子及び第2子 20万円
- (2) 第3子以降 35万円

(交付申請)

第5条 祝い金の交付を受けようとする保護者は、出産の日から起算して60日以内に、市長が別に定め
る庄原市出産祝い金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決
定を行うものとする。

(祝い金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付を決定したときは、庄原市出産祝い金交付決定通知書（様式第
2号）により保護者に通知するものとする。また申請を却下したときは、出産祝い金認定申請却下通
知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

2 祝い金は、交付申請を受けた日の翌月末に交付するものとする。

(返還請求)

第8条 偽りその他不正の手段により祝い金の交付を受けた者があるときは、市長は、交付した祝い金
の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により祝い金の返還を命ずるときは、別に定める返還請求書（様式第4号）に
より通知するものとする。

(欠格事項)

第9条 出生児又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、祝い金を交付しないものとする。

- (1) 出生児が出生時に、庄原市の住民基本台帳に記録されていない場合
- (2) その他、市長が不適切と認めるとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年3月31日以降に出生した出生児の保護者から適用する。